

七飯町まちづくり推進条例の一部を改正する条例の概要

政策推進課

1 改正理由

七飯町まちづくり推進条例（平成19年条例第29号）に規定されている活力のあるまちづくり推進事業助成制度について、助成対象団体の明確化及び助成金の返還に関する規定を追加するため、同条例の一部改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 第27条の助成対象団体に関する規定の明確化
- (2) 第32条を第33条とし、助成金の返還に関する規定を第32条として新たに追加

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行します。

4 経過措置

経過措置として、改正後の七飯町まちづくり推進条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される活力のあるまちづくり推進事業助成制度の規定による助成金について適用し、同日前に交付された同助成金については、なお従前の例による附則を設けます。

七飯町まちづくり推進条例新旧対照表

	改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 活力のあるまちづくり推進事業助成制度 (第26条～第31条)</p> <p>第6章 補則 (第32条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(助成対象団体)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(1) 町内にまちづくり活動の拠点を置き、主に町内で活動を行っている<u>を置き、主に町内で活動を行っている</u>構成員が5人以上の団体</p> <p>(2) 町内に住所を有し現に前号のまちづくり活動を行っている構成員が過半数を占める団体であって、当該構成員が5人以上である団体</p> <p>(3) 町内に住所を有する者が代表者である団体</p> <p>(4) (略)</p> <p>第28条～第31条 (略)</p> <p>(助成金の返還)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、当該助成金の額の確定があった後においてもその返還を命ずるものとする。</p> <p>(1) この助成金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(2) 助成対象事業の執行に関し、この助成金の交付の決定の内容又はこれに付し</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 活力のあるまちづくり推進事業助成制度 (第26条～第31条)</p> <p>第6章 補則 (第32条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(助成対象団体)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(1) 町内にまちづくり活動の拠点を置き、主に町内で活動を行っている構成員が5人以上の団体</p> <p>(2) 町内に住所を有し現に前号のまちづくり活動を行っている構成員が過半数を占める団体であって、当該構成員が5人以上である団体</p> <p>(3) 町内に住所を有する者が代表者である団体</p> <p>(4) (略)</p> <p>第28条～第31条 (略)</p> <p>(助成金の返還)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、当該助成金の額の確定があった後においてもその返還を命ずるものとする。</p> <p>(1) この助成金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(2) 助成対象事業の執行に関し、この助成金の交付の決定の内容又はこれに付し</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 活力のあるまちづくり推進事業助成制度 (第26条～第32条)</p> <p>第6章 補則 (第33条)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(助成対象団体)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(1) 町内にまちづくり活動の拠点となる事務所等を置いている団体</p> <p>(2) 町内に住所を有し現に前号のまちづくり活動を行っている構成員が過半数を占める団体であって、当該構成員が5人以上である団体</p> <p>(3) 町内に住所を有する者が代表者である団体</p> <p>(4) (略)</p> <p>第28条～第31条 (略)</p> <p>(助成金の返還)</p> <p>第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、当該助成金の額の確定があった後においてもその返還を命ずるものとする。</p> <p>(1) この助成金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(2) 助成対象事業の執行に関し、この助成金の交付の決定の内容又はこれに付し</p>

改正前	改正後
<p>第6章 補則 (委任) 第32条 (略) 附 則 1～4 (略) 別表 (第22条関係) (略)</p>	<p>た条件その他法令若しくはこれに基づき町長の処分を違反したとき。 (3) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。 2 助成金の返還に関し必要な事項は、別に規則で定める。</p> <p>第6章 補則 (委任) 第33条 (略) 附 則 1～4 (略) 別表 (第22条関係) (略)</p>